

サテライトオフィス等開設支援事業

新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、多くの企業でリモートワークの導入やBCP（事業継続計画）の観点からサテライトオフィスを活用するなど、働く場所の多様化が進むなか、企業が取り組むワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進並びに地域経済の発展を図るため、本市にサテライトオフィス等を新規開設、運営する事業者に対して、サテライトオフィス等の開設に係る諸経費の補助を行う。

開設補助金

他の企業が進出するためのサテライトオフィスを本市内に設置・運営する企業への補助金

サテライトオフィス
開設経費



事務機器等リース料
通信回線使用料

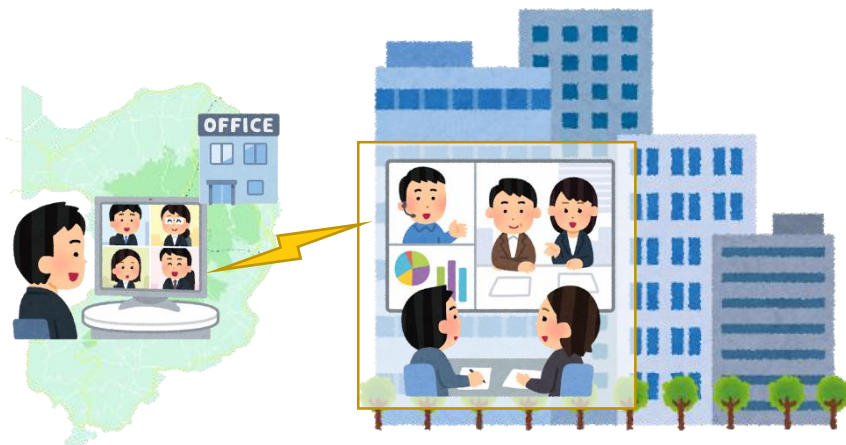


不動産の賃貸料



進出支援金

開設補助金を利用して開設されたサテライトオフィスに進出する県外企業への支援金



補助要件

- サテライトオフィスを開設し、他企業がサテライトオフィスやコワーキングスペースとして利用できる部屋を一つ以上用意する者（開設補助金）
- サテライトオフィスにおける業務を5年以上継続すること（開設補助金、進出支援金）
- 市内在住の新規正規雇用者を操業開始から2年以内に1名以上雇用すること（進出支援金）
- 国税、地方税に滞納がないこと（開設補助金、進出支援金）

補助対象経費	補助率等	補助限度額	補助期間
① サテライトオフィス 開設経費	対象経費に5分の4を乗じて 得た額	276万円	1回限り
② 事務機器等リース 料及び通信回線使 用料	対象経費に5分の4を乗じて 得た額	1か月当たり 2万円	サテライトオ フィス開設 から最大 3年間
③ 不動産資産の賃 貸料	対象経費に5分の4を乗じて 得た額	1か月当たり 5万円	
④ 県外企業進出支 援金	1社あたり100万円	100万円	1回限り

※「①オフィス開設経費」のうち以下にかかる費用は、①、②、③の対象経費の合計額の2割以内とする。

- 用地取得費・造成費、外構工事費
- 既存施設の除去・解体費
- 整備対象施設の取得費

